

令和6年第4回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料

（当初発送議案）

1	任期付職員の処遇改善等にかかる箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 【第120号議案関係】	総務部	P.1
2	特別職議員報酬等審議会を開催に伴う補正予算について 【第125号議案関係】	総務部	P.2
3	みのおサンプラザ1号館の建替えに伴う貸付料について 【第110号議案関係】	地域創造部	P.3
4	阪急桜井駅南改札口整備に伴う補正予算について 【第125号議案関係】	地域創造部	P.4
5	箕面市道路占用料条例等の改正について 【第124号議案関係】	みどりまちづくり部	P.5
6	箕面市立青少年教学の森野外活動センター及び箕面新稲の森に関する未収債権請求等に係る訴えの提起について 【第111・125号議案関係】	子ども未来創造局	P.6
7	固定価格買取制度（FIT制度）活用にかかる既設太陽光発電設備撤去に伴う補正予算について 【第125号議案関係】	子ども未来創造局	P.8
8	西南図書館ESCO事業に伴う補正予算について 【第125号議案関係】	子ども未来創造局	P.10
9	室内温水プール整備事業費増額に伴う補正予算について 【第125号議案関係】	子ども未来創造局	P.11
10	指定管理者の指定について 【第112～119・125号議案関係】	人権文化部 健康福祉部 子ども未来創造局	P.13

任期付職員の処遇改善等にかかる箕面市一般職の 職員の給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室

任期付職員の処遇改善に係る給料表等の見直し及び医療職給料表の新設を行うため、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 条例改正の理由及び内容

(1) 任期付職員の処遇改善

任期付職員の任用は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づく運用とすべく、常勤が担う職種の整理を行った上で、今後も任期付職員として継続する職種について、給料表や退職手当の支給に関する見直しを行います。

- ①給料表：常勤職員給料表の一般職の等級（行政職及び専門職6、7等級）から準用した新たな給料表を設定し、上限金額を常勤職員の一般職の給料の上限まで引き上げます。
- ②昇給：現在は昇給の対象外である任期付職員を昇給の対象とし、常勤職員と同様、人事考課結果を踏まえて毎年昇給可能とします。
- ③退職手当：任期付フルタイム職員を退職手当の支給対象とします。

(2) 医療職給料表等の新設

令和7年4月開設予定の「箕面市立児童発達支援センター診療所」の医師を採用するため以下のとおり給料表等の整備を行います。

- ①給料表：国の給料表（医療職給料表（一））に準拠して医療職給料表を新設。
- ②地域手当：医師に対して適用する率を16%に設定。
- ③初任給調整手当：医師等の初任給水準を特別に調整する趣旨から設けられている手当である初任給調整手当を新設（月額 251,700 円の範囲）。

2 改正する条例

箕面市一般職の職員の給与に関する条例
箕面市職員退職手当条例

3 施行期日

令和7年4月1日

特別職議員報酬等審議会の開催に伴う 補正予算について

総務部 人事室

- ◆ 市長等特別職の経営責任を明確化し、市民の市政への関心と満足感を高めるため、市政運営に対する市民の評価に応じて、特別職の給料の増減割合を決定する「市民評価連動型給料制度」の導入を検討しています。
- ◆ 同制度の導入にあたり、特別職議員報酬等審議会に諮問する必要があるため、審議会開催にかかる補正予算を計上します。

1 補正予算概要

特別職報酬等審議会運営事業

【歳出】 非常勤職員報酬、費用弁償 234 千円

2 特別職議員報酬等審議会の概要

(1) 組織の概要

- ・特別職報酬等審議会は、議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額並びに政務活動費の額について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べるものです。
- ・審議会は、委員 10 人以内で組織し、市の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱します。

(2) 諮問の内容

- ・市政運営に対する市民の評価に応じて特別職の給料の増減割合を決定する「市民評価連動型給料制度」の内容について諮問します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年1月	審議会委員の委嘱手続き
令和7年2月～4月	審議会を複数回開催
令和7年4月	審議会答申
	答申内容を踏まえた制度設計
令和7年6月	令和7年第2回定例会で関係条例の改正を提案

みのおサンプラザ1号館の建替えに伴う貸付料について

地域創造部 地域活性化室

- ◆みのおサンプラザ1号館の建替えは、事業協力者が提案したマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく敷地売却事業により行われます。市は当該建替えスキームによる財政収支シミュレーションの結果、現状の収支と比較し大幅に改善されることから、70年間の定期借地を行う建替えに賛成の票を投じ、その後、令和5年1月に建替えが決議されました。
- ◆本事業計画においては、令和6年12月下旬に借地権が設定された土地を市が取得し、借地権者に貸し付けることとなり、その貸付料については、建物竣工日までは無償、建物竣工日の翌日から70年間は時価より低い価額で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により提案するものです。

1 土地の貸付内容

(1)財産(土地)の表示、貸付けの目的及び相手方

財産(土地)の表示	地積 2,941.42㎡(所在地:箕面六丁目1番)
貸付けの目的	共同住宅、公共施設等
貸付けの相手方※1	東京建物株式会社、阪急阪神不動産株式会社、 東京建物不動産販売株式会社

(2)貸付期間及び貸付料

貸付期間	市に財産の所有権が移転した日から建物竣工日までの間	建物竣工日の翌日から70年間
貸付料	無償	990千円/月(箕面市持分)※2

※1 貸付けの相手方は、新規建物が竣工するまでは事業者、建物竣工日の翌日から70年間は建物を事業者から分譲された区分所有者になることを想定しています。

※2 令和12年10月1日以後3年ごとに財産に係る公租公課及び総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数を踏まえて改定する額

2 無償貸付及び減額貸付について

地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項により、条例で定める場合を除き、適正な対価なく市の財産を貸し付ける場合は、議会の議決が必要とされています。

(参考)箕面市公有財産規則により算出した額 約2,594千円/月

3 建替え前後における財政収支シミュレーション

- ・70年間の収支は、建替え前後で約26.6億円改善する。(前:-38.7億円、後-12.1億円)
- ・収支改善の主な理由は、固都税収入の増加、共益費支出の減少などによる。

4 事業スケジュール(予定)

	R6年度(2024年度)				R7年度(2025年度)				R8年度(2026年度)				R9年度(2027年度)			
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
市																
事業者																

● 土地取得 (R6年度12月)

取得床の内装設計 (R7年度12月～R8年度12月)

取得床の内装工事 (R8年度12月～R9年度12月)

施設オープン (R9年度12月)

新サンプラザ建築設計 (R6年度12月～R7年度12月)

新サンプラザ建築工事 (R7年度12月～R9年度12月)

阪急桜井駅南改札口整備に伴う補正予算について

地域創造部 地域活性化室

- ◆阪急桜井駅南改札口は、南側から駅へのアクセス向上、周辺の安全対策及び駅周辺の賑わい創出に必要不可欠であり、整備に必要な土地のご協力をいただけるよう、権利者の方々に事業の必要性をご説明し、丁寧な交渉を進めているところです。
- ◆土地取得後に速やかに整備を開始するため、債務負担行為を設定するものです。なお、改札口は、市が補助金を交付し、阪急電鉄株式会社が整備します。

1 補正予算概要

【歳出】桜井駅南改札口等設置支援事業(債務負担行為)

桜井駅南改札口等設置補助金

- ・全体事業費:470,000 千円
- ・R7執行予定額:184,000 千円
- ・R8執行予定額:286,000 千円

2 事業概要

- ・箕面市は南改札口の整備にかかる設計費、工事費について阪急電鉄(株)へ補助します。
- ・阪急電鉄(株)は南改札口供用開始後の管理運営及び修繕工事等を負担します。

【阪急電鉄(株)への補助内容】

- ・駅舎、改札口等の築造にかかる設計費及び工事費
- ・改札機の製作費

3 事業スケジュール

	R 6年度 (2024年度)	R 7年度 (2025年度)	R 8年度 (2026年度)	
市	用地交渉 ● 12月 債務負担行為の設定			令和9年 南改札口 供用目標
阪急電鉄		駅舎・改札口等の設計、工事		
		改札機の製作	★改札機 の設置	

箕面市道路占用料条例等の改正について

みどりまちづくり部 道路管理室

- ◆本市の道路占用料は、平成10年度以降、北摂7市の統一単価を採用してきましたが、今後は、国が示す標準的な算定方式を採用し、本市の固定資産税評価額に基づき算定した市独自の道路占用料に改定します。
- ◆なお、近隣市の動向として、令和5年度から吹田市が、令和6年度から豊中市が各市における固定資産税評価額に基づき、市独自の道路占用料に改定されています。

1 改正の概要について

(1) 道路占用料の算定方法

・国が示す標準的な算定方式を採用し、本市の固定資産税評価額に基づき算定します。

占用料額(円/年)

=①道路価格(円/㎡)×②使用料率(%/年)×③占用面積(㎡)(×④修正率(%))

※①道路価格は、固定資産税評価額を用いて算定します。

④修正率は、占用にあたって制約がある場合などに乗じます。

	①道路価格 (円/㎡)		②使用料率(%/年)			
			定額物件		定率物件	
	平均地目	商業地目	平均地目	商業地目	平均地目	商業地目
現行(H10以降)	117,200	417,100	2.6			
R6改定後	106,620	248,687	4.41	3.56	3.09	2.49

【例】第2種電柱の場合

現行額 : 117,200 円 × 0.026 × 1.12 ㎡ = 3,412.86 円 ≒ 3,400 円

改正額 : 106,620 円 × 0.0441 × 0.86 ㎡ = 4,043.67 円 ≒ 4,000 円

・「激変緩和措置」を実施します。

急激な負担増加を緩和するため、前年度占用料に1.2を乗じて得た額(以下、「調整占用料額」)を超える場合には、経過措置として当該調整占用料とします。

(2) 関係する他条例の改正

道路占用料の改定に伴い、同様の性質の他の占用料についても改定されるため、以下の条例も改正します。

- ①箕面市法定外公共物の管理に関する条例 ②箕面市下水道条例
- ③箕面市都市公園条例 ④箕面市準用河川の占用に関する条例

2 施行期日

- ①令和7年4月1日(令和7年1月から3月は周知期間)、②令和8年4月1日、
- ③令和9年4月1日 (①～③の施行期日において段階的に引き上げる)



箕面市立青少年教学の森野外活動センター 及び箕面新稲の森に関する未収債権請求等に係る 訴えの提起について

子ども未来創造局 青少年育成室 総務部 法制室

- ◆ 市は箕面市立青少年教学の森野外活動センターの管理運営に係る協定書及び箕面新稲の森に関する土地賃貸借契約書に基づく納付金等の未収債権の回収に努めてきました。
- ◆ 市は、令和6年7月16日を最終期限とした一括返済並びに返済計画書の提出、動産の引渡や撤去を事業者に求めましたが、事業者からの支払い、返済計画書の提出がなく、また、動産の引渡、撤去がされなかったことから、金銭支払請求並びに動産の引渡請求及び撤去請求に係る訴えの提起を行います。

1 請求の趣旨

株式会社 OUTDOOR LIVING(以下「ODL 社」という。)に対し、下記のとおり金銭支払請求、動産の引渡請求、動産の撤去請求に係る訴えの提起を行います。

◇金銭支払請求(25,832,025 円＋遅延損害金＋延滞金＋督促手数料)

請求項目	内容
箕面市立青少年教学の森野外活動センターに係る納付金	【対象期間:令和5年4月～令和6年6月】 令和5年度納付金(12カ月分):13,333,333 円 令和6年度納付金(3カ月分):3,333,333 円 合計 16,666,666 円
箕面新稲の森に関する土地貸付料	【対象期間:令和5年8月～令和6年5月】 令和5年度貸付料(8カ月分) 令和6年度貸付料(2カ月分) 月額 652,715 円×10 カ月－20,000 円(一部納付) ＝6,507,150 円
箕面市立青少年教学の森野外活動センターに係る行政財産使用料	【対象期間:令和5年4月～令和6年3月】 令和5年度使用料(12カ月分):2,658,209 円



◇動産の引渡、撤去請求

請求項目	内容
動産の引渡請求	指定取消に伴い、市に所有権が移転している動産について、ODL 社に対し引渡請求をする。
動産の撤去請求	指定取消後も ODL 社に所有権がある動産について、ODL 社に対し撤去請求をする。

2 当事者

請求者：箕面市長 原 田 亮

被請求者：株式会社 OUTDOOR LIVING(ODL 社)

3 補正予算額

委託料 1,983 千円(内訳:着手金 1,832,600 円 実費 150,000 円)

※参考 報酬金 3,666,300 円(終了時)

4 経過

年月日	内容
令和3年11月18日	箕面市立青少年教学の森野外活動センターの管理運営に係る協定書を ODL 社と締結。
令和4年3月1日	箕面市立青少年教学の森野外活動センターに係る指定管理の開始。
令和4年11月9日	箕面新稲の森に関する土地賃貸借契約書を ODL 社と締結。
令和5年3月24日	箕面市立青少年教学の森野外活動センターに係る令和 5 年度行政財産使用許可書に基づき、ODL 社に行政財産の目的外使用を許可。
令和5年9月1日	箕面新稲の森に関する土地賃付料の未払が発生。
令和6年4月1日	箕面市立青少年教学の森野外活動センターに係る令和 5 年度納付金、令和5年度行政財産使用料の未払が発生。
令和6年5月31日	箕面新稲の森に関する土地賃貸借契約を解除。
令和6年6月30日	箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定取消。
令和6年7月16日	未収債権の一括返済又は返済計画書の提出、動産の引渡及び撤去を求めた最終期限日において、一切対応なし。



固定価格買取制度（FIT 制度）活用にかかる 既設太陽光発電設備撤去に伴う補正予算について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆ 令和5年度に設置した小・中学校18校の太陽光発電設備について、国の固定価格買取制度(FIT 制度)を活用し、長期休業期間中等の余剰電力を売電するため、当該18校の屋上に設置されている既設太陽光発電設備を撤去します。
- ◆ また、太陽光発電設備を稼働させていないことにより、小・中学校の光熱水費の当初予算額が不足するため、増額するとともに、歳入予算(太陽光発電余剰電力売却金)を減額します。

1 補正予算概要

	補正前	補正後
【歳出】 ○既設太陽光発電設備撤去事業		
工事請負費	0 千円	44,253 千円
○小学校管理事業(学校施設管理)		
需用費(光熱水費)	201,999 千円	205,856 千円 (3,857 千円増)
○中学校管理事業(学校施設管理)		
需用費(光熱水費)	167,524 千円	203,660 千円 (36,136 千円増)
【歳入】 雑入(太陽光発電余剰電力売却金)	8,150 千円	353 千円 (7,797 千円減)

2 増額理由

国の固定価格買取制度(FIT 制度)の活用にあたっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年省令第46号)第5条第1項第2の3号に、「既に発電を開始しているものでないこと」と定められています。現在、小・中学校の屋上には、平成22年度に整備した既設太陽光発電設備(各校10kW)と新設太陽光発電設備があり、FIT制度を活用する18校については、既設設備を撤去する必要があることから、工事請負費の増額が必要となりました。



○固定価格買取制度(FIT 制度)とは、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を、国が一定価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。R7年の買取価格・期間は最大 11.5 円/kWh、20年間となっています。

3 効果

FIT 制度を活用して余剰電力を売電することにより、18校で約 8,700 千円/年の歳入を見込んでいます。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年 1月～ 既設太陽光発電設備撤去工事
- 4月～ 固定価格買取制度(FIT 制度)の申請
- 10月頃 新設太陽光発電設備(18校)の発電・売電開始



西南図書館 ESCO 事業実施に伴う補正予算について

子ども未来創造局 中央図書館

- ◆ 西南図書館の老朽化した空調等の設備機器の更新にあたり、ESCO 事業を導入した大規模改修を行います。
- ◆ 令和6年度に総合評価入札で実施事業者を選定し、令和7年度に改修工事を実施、令和8年度から光熱水費の削減効果が得られる予定です。

1 補正予算概要

【債務負担行為限度額】

令和6年度から令和12年度

159,331 千円（工事費＋改修後の維持管理費）

【スケジュール】

令和6年度 総合評価入札⇒事業者選定

令和7年度 ESCO 契約締結⇒改修工事実施

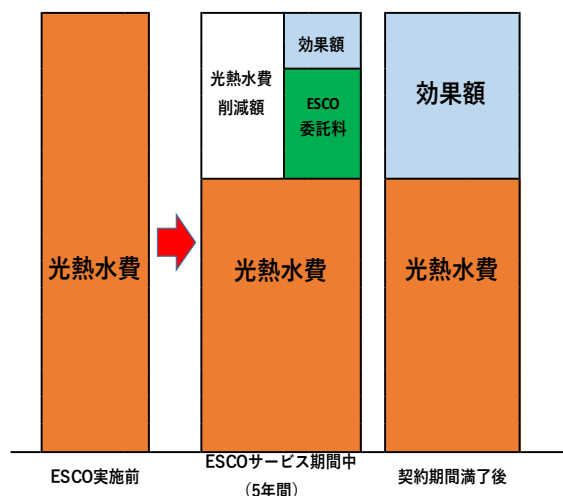
令和8年度から令和12年度

⇒保守・省エネ効果検証

【改修の対象設備】

空調設備、照明(LED 化)設備、水道管設備等

光熱水費削減効果



2 ESCO 事業の概要

(1)ESCO 事業について

・ESCO 事業は、民間のノウハウを活かし、施設に最適な省エネルギー設備の設計と施工を同一の ESCO 事業者が行い、引き続きその省エネルギーの達成を計測・検証することで、エネルギー使用の削減をはかる省エネルギーサービスです。

・国土交通省「既存建築物省エネ化推進事業」を活用予定です。（補助率1／3）

(2)光熱水費の削減保証について

・事業者は、改修後の光熱水費の削減額を保証します。万が一、実削減額が削減保証額を下まわったときは、ESCO 事業者が差分を補填するため、市の削減額は確保される仕組みです。



室内温水プール整備事業費増額に伴う補正予算について

子ども未来創造局 保健スポーツ室

- ◆ 室内温水プールアドバイザー業務委託事業者の分析の結果、建設予定の温水プールの事業予算が建設費の高騰や追加工事の必要性により現在のままでは過小となり、公募が不調に終わる可能性が高いことを指摘されました。
- ◆ このため、現行予算を大幅に見直し増額補正を行います。

1 補正予算概要

室内温水プール整備事業(継続費) 令和6年度～令和8年度

【歳出】 工事請負費ほか(土地購入費含む)

総額 1,133,830 千円 ⇒ 1,633,686 千円(+499,856 千円)

内訳・工事請負費

478,000 千円 ⇒ 953,236 千円(+475,236 千円)

(建設費の高騰、追加工事等)

・委託料

31,900 千円 ⇒ 56,520 千円(+24,620 千円)

(工事請負費の増に伴う設計委託費の増等)

【歳入】 国庫支出金(学校施設環境改善交付金)

総額 88,851 千円 ⇒ 120,378 千円(+31,527 千円)(補助率 1/3)

地方債(公共施設等適正管理推進事業債)

総額 931,500 千円 ⇒ 1,344,000 千円(+412,500 千円)

(交付税措置率 50%)

2 工事請負費の増額要因について

当初予算要求時、先進事例の中から、R4. 7に工事開始した民間スイミングスクールの工事費を参考としていました。

(1)物価高騰・労務費の高騰 +109,405 千円

・「建設物価 建築費指数(一財 建設物価調査会)」によると、R4. 7月からR6. 7月までの二年間で工事費指数が15.7%、設備指数が17.7%上昇しており、R7. 7月の温水プール着工開始時点では更なる上昇が予想されます。

・R6. 4月からの建築現場における働き方改革の影響や電気設備業者や空調設備業者が自ら選別受注できるような状況により、指数予測以上に事業費を増額しなければ公募が不調となるリスクが高いです。



(2) 公共施設としての障害者・高齢者対応や安全性の確保、 +91,029 千円

・「公共温水プール施設」として適正に運営していくために、予算要求時に参考にしていただいていた民間スイミングスクールにはなかった、バリアフリー対応の入水スロープやろ過設備機器、ボイラーなどのバックアップ設備を追加します。

(3) 当初予算要求時に想定していなかった項目 +274,802 千円

・元々ため池である西ノ池跡地では、参考としていた民間スイミングスクールでは想定していなかった敷地内の地下インフラ整備等が必要であることがわかりました。

・ため池から埋立造成された土地のため、地盤沈下対策の要否等、設計判断に現地調査の実施が必要となりました。

【工事請負費及び委託費】

内容	当初予算	補正後	補正額	増額要因
工事 請負費	478,000 千円	587,405 千円	+109,405 千円	(1)物価高騰・労務費の高騰
		91,029 千円	+91,029 千円	(2)公共施設としてのバリアフリー対応や安全性の確保
		274,802 千円	+274,802 千円	(3)当初予算要求時の想定外項目
委託費	31,900 千円	56,520 千円	+24,620 千円	工事請負費増に伴う設計委託費増など
合計	509,900 千円	1,009,756 千円	499,856 千円	

【財源構成(土地費用 623,900 千円含む)】

細節	国庫支出金	地方債① (交付税 50%)	一般財源②	合計(予算額)	実質市負担 ①×50%+②
当初予算	88,851 千円	931,500 千円	113,479 千円	1,133,830 千円	579,229 千円
補正予算	31,527 千円	412,500 千円	55,829 千円	499,856 千円	262,079 千円
総額	120,378 千円	1,344,000 千円	169,308 千円	1,633,686 千円	841,308 千円

指定管理者の指定について

人権文化部 人権施策室、生涯学習・市民活動室／健康福祉部 障害福祉室、
高齢福祉室／子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室、青少年育成室

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面市立市民活動センター、箕面市立市民文化ホール、箕面市立萱野中央人権文化センター、箕面市立桜ヶ丘人権文化センター、箕面市立青少年教学の森野外活動センター、箕面市立生涯学習センター、箕面市立障害者福祉センターささゆり園、箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理者を提案します。

1 箕面市立市民活動センター【継続】（人権文化部 生涯学習・市民活動室）

期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
候補者	特定非営利活動法人 市民活動フォーラムみのお
管理料	219,692 千円／5年間（43,939 千円／年）
選定方法	公募（応募者数：1 者）（箕面市立市民活動センター条例第5条第1項）
選定理由	提案内容を審査した結果、非営利公益市民活動の支援等を行う能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。

2 箕面市立市民文化ホール（市民会館・メイプルホール）【継続】

（人権文化部 生涯学習・市民活動室）

期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日（10年間）
候補者	公益財団法人 箕面市メイプル文化財団
管理料	760,880 千円／10年間 （令和 7 年度～令和 11 年度：69,682 千円／年） （令和 12 年度～令和 16 年度：82,494 千円／年）
選定方法	公募（応募者数：1 者）（箕面市立市民文化ホール条例第4条第1項）
選定理由	・提案内容を審査した結果、市民文化ホールを安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。 ・また、同社から市民文化ホールへの設備投資や子ども向けの芸術鑑賞事業を実施する、との特別提案もあったため。

3 箕面市立萱野中央人権文化センター【継続】（人権文化部 人権施策室）

期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日(10年間)
候補者	特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝
管理料	1,424,800 千円／10年間 (令和 7 年度～令和 11 年度:131,947 千円／年) (令和 12 年度～令和 16 年度:153,013 千円／年)
選定方法	公募(応募者数:1 者)(箕面市立人権文化センター条例第6条第1項)
選定理由	提案内容を審査した結果、これまで萱野中央人権文化センターの指定管理者として、人権文化の拠点としての役割を十分に担ってきた実績があることや、次期指定管理期間において、伴走型支援を行う相談対応や、様々な人権文化に係る啓発などが期待されるため。なお、特別提案に基づき指定管理期間は10年間としている。

4 箕面市立桜ヶ丘人権文化センター【継続】（人権文化部 人権施策室）

期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
候補者	特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝
管理料	197,180 千円／5年間 (39,436 千円／年)
選定方法	公募(応募者数:1 者)(箕面市立人権文化センター条例第6条第1項)
選定理由	提案内容を審査した結果、地域との連携において実施してきた前指定管理者の事業を引継ぎ、これまでの萱野中央人権文化センター運営の中で培ってきたノウハウを活かし、事業のさらなる活性化を図ることが期待できるため。

5 箕面市立青少年教学の森野外活動センター【継続】

(子ども未来創造局 青少年育成室)

期間	令和7年(2025年)1月1日～令和14年(2032年)12月31日(8年間)
候補者	一般財団法人 大阪府青少年活動財団
管理料	200,000 千円／8 年間 (25,000 千円／年) 【内訳】 補正予算 6,250 千円(3 カ月) 債務負担行為 193,750 千円(7 年 9 カ月)
選定方法	公募(応募者数:1 者) (箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例第4条第 1 項)
選定理由	提案内容を審査した結果、大阪府青少年活動財団は、自然体験や野外活動を通じた青少年の健全な育成事業において豊富な実績を有し、同センターの設置目的を効果的に達成できると判断したため。

6 箕面市立生涯学習センター（中央・東・西南）【継続】

(子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室)

期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日(10年間)
候補者	公益財団法人 箕面市メイプル文化財団
管理料	1,341,322 千円／10年間 (令和 7 年度～令和 11 年度:126,399 千円／年) (令和 12 年度～令和 16 年度:141,866 千円／年)
選定方法	公募(応募者数:1 者)(箕面市立生涯学習センター条例第5条第1項1号)
選定理由	・提案内容を審査した結果、生涯学習センターを安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。 ・また、同社から生涯学習センターへの設備投資や芸術文化を通じた地域及び施設の活性化を図る取り組みを実施する、との特別提案もあったため。

7 箕面市立障害者福祉センター（ささゆり園）【継続】

（健康福祉部 障害福祉室）

期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日(10年間)	
候補者	社会福祉法人 あかつき福社会	
管理料	【債務負担行為】	
	令和6年度(事前準備の期間)	0 円／年
	令和7年度	47,559,000 円
	令和8年度	47,657,000 円
	令和9年度	47,578,000 円
	令和10年度～令和16年度	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に必要と箕面市が認める額。ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
※指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直します。		
選定方法	公募(応募者数:1 者)(箕面市立障害者福祉センター条例第4条第1項)	
選定理由	提案内容を審査した結果、障害者通所施設を安定して運営する能力を有し、医療的ケア対象者等の受入及び支援体制の確保等について実績があり、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。	

8 箕面市立西南老人デイサービスセンター【継続】

（健康福祉部 高齢福祉室）

期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日(10年間)	
候補者	特定非営利活動法人 あそびりクラブ	
管理料	なし	
選定方法	公募(応募者数:1 者)(箕面市立老人デイサービスセンター条例第4条第1項)	
選定理由	提案内容を審査した結果、高齢者通所施設を安定して運営する能力を有し、要介護高齢者等の受入及び支援体制の確保、また小学校や地域との関わりを深めるための交流事業の実施等について実績があり、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。	